

報 告 書

～ 今後の柵原地域の学校施設の在り方について ～



平成29年3月

美咲町柵原地域学校建設検討委員会

はじめに

美咲町教育委員会は、「柵原中学校の老朽化」や、「共同調理場や柵原西小学校の老朽化」に伴う修繕費が年々多額になってきている状況を踏まえ、平成28年5月30日に、今後の柵原地域の3つの学校や施設の在り方を専門的に検討する『柵原地域学校建設検討委員会』を設置し、検討してきました。

検討委員会では、「柵原地域の将来を担う子どもたちのために、どのような教育環境を整えていくべきか。」について考えていくことを確認し、「老朽化の激しい柵原中学校については、できるだけ早い時期に校舎改築をする必要がある。」という共通認識の基に、様々な課題を掘り起こし、議論を重ねてきました。

主な論点は、「現在の中学校の校舎の補修・修繕を粘り強く行っていく。」、「今の場所または新しい場所に新築する。」に集約されますが、新築の場合には、学力向上の取組や、不登校など生徒指導上の課題解決、3つの小・中学校の今後の児童生徒数の推移、建設費用等を考慮し、平成27年6月に制度化された「小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う『義務教育学校』」を創設することも視野に入れながら検討してきました。

保護者や地域の方々への情報提供については、平成28年7月28日の夜、『柵原地域の学校建設』をテーマに、柵原地域の保・小・中学校の保護者、教職員、自治会長など約150名が集まったPTA主催の合同懇談会が開催され、教育委員会がこれまでの経緯を説明しました。また、時間が限られていましたが、グループ協議を通して、今後の学校建設等について、様々な意見が出されました。

検討委員会については、先進地視察（鳥取県若桜学園）も含め、これまでに7回開催し、様々な角度から取組の方向性を研究・検討してきました。

この報告書は、これまでの会議での議論や先進地視察をもとに論点を整理し、柵原地域における学校建設の基本的な考え方とその方向性や留意事項について、『柵原地域学校建設検討委員会』としてまとめたものです。

平成29年3月

柵原地域学校建設検討委員会

委員長 柴原靖彦（美咲町教育長）

I 主な協議内容

1. 老朽化の激しい柵原中学校について

論点1 「現在の中学校の校舎の補修・修繕を粘り強く行っていく場合」

- ① 現状の柵原中学校は、校舎の雨漏り、トイレなど汚水処理設備の老朽化が顕著であり、また校舎内が暗いなど、随時修繕は行っているが、生徒たちの学校での生活環境が悪化している傾向にある。
- ② 平成25年度から平成27年度までの3年間で、修繕費が1,157万円余りかかっている。今後の改修費用についても、約3億円から7億円くらいかかると想定される。
- ③ 昭和53年に開校した柵原中学校だけでなく、昭和57年に開校した柵原西小学校や昭和56年に完成した共同調理場も老朽化に伴う修繕箇所が増えてきている状況がある。
- ④ 平成5年に開校した柵原東小学校についても、10年後には、同じように老朽化に伴う修繕箇所が増えてくると予想される。
- ⑤ 各学校の大規模改修の時期については、柵原東小学校はすでに大規模改修をする時期を迎えており、柵原西小学校は、5～6年後には2度目の大規模改修の時期を迎える。柵原中学校については、すでに2度目の大規模改修を行う時期にきている。

以上の状況から、このまま補修・修繕を続けていくには、費用面でも限界がある。

論点2 「新築を行う場合」

- ① 小中一貫教育という新しい取組が全国で展開されてきており、先進校の取組事例の成果もよく分かる。しかし、柵原中学校の新築が、なぜ小中一貫教育を行う「義務教育学校」の創設になるのか。なぜ、中学校単独で新築することはできないのか。
- ② 小中一貫教育のメリットばかりが強調されて、デメリットが出てきてないのではないか。

- ③ 中学校の新築にしても、義務教育学校の創設にしても、建設財源は、確保できるのか。
- ④ 他の小学校や共同調理場の改修費用や耐久性も併せて考えると、新しい学校については、校舎・施設の在り方や児童生徒の通学方法、用地取得等の課題も想定される。
- ⑤ 施設一体型の義務教育学校となると、今ある2つの小学校がなくなることになり、「地域の大切な拠点である学校がなくなるのは困る。」という意見も出てくるだろう。
- ⑥ 子どもたちのためのよりよい教育環境をつくっていくために、何ができるかを中心に考えるべきである。
- ⑦ できるだけ早く中学校を新築して、より充実した環境で学ばせたい。
- ⑧ 児童生徒数が減少していく中で、3つの小・中学校を合わせることで、一定規模の集団を確保できるようになり、教育環境もよくなる。
(P 5 (3) 参照)
- ⑨ 小中一貫教育の先進校である鳥取県の若桜学園の視察を踏まえ、柵原中学校区の児童生徒の現状と課題、課題解決への方策等を考えると、義務教育9年間を見通して子どもたちの成長を見つめ、連続性を重視した学びの中で、指導や支援を行うことが適切である。

論点3 「中学校の新築に係る費用について」

- ① 中学校だけを建て替える場合、総事業費が最低でも約17億円から23億円程度必要であり、現在の場所で新築するか、別の場所で新築するかによって大きく変わってくる。(国の補助金は、なし。)
- ② 義務教育学校を新しく建設した場合、約30億円から40億円は必要であると想定される。(国の補助金は、2分の1。)

2. 小中一貫教育についての基本的な考え方

(1) 柵原中学校区の児童生徒の現状と課題

- ① 確かな学力(基礎・基本)の定着と学びの質の向上
 - ア) 授業改善と基礎・基本の徹底を中心に取り組んできた結果、基礎・基

本については、一定の成果が見られるが、それを活用する思考力・判断力・表現力については課題がある。

イ) 児童生徒の家庭学習時間が少ない傾向にある。

② 豊かな心と健やかな体を育む取組の向上

ア) 小中学校共に長期欠席・不登校の児童生徒が増加する傾向にある。

イ) 基本的な生活習慣やマナー・ルールが身に付いていない児童生徒が増加する傾向にある。

ウ) 基本的な生活習慣の定着や異年齢交流などを図るため、保育園と小学校の保小連携の取組が検討され始めている。

エ) ふるさと柵原を愛する児童生徒を育成するため、各校とも、地域を題材にした学習に力を入れている。

③ 児童・生徒数の減少に伴う教育環境の悪化への懸念

今後、2小学校の児童数の減少に伴い、柵原中学校の生徒数の減少が予想される。

ア) 一定規模の集団の中での交流や活動を通して学ぶ機会が乏しくなる。
・大勢の前で発表したり、意見を述べたりする機会が少なくなるため、表現力やコミュニケーション能力の育成が難しくなる。

・切磋琢磨することができにくく、よい意味での競争心、向上心をもたせることが難しくなる。人間関係の固定化も予想される。

・運動会などの全校を挙げて取り組む行事では、活気や盛り上がりには欠けることが予想され、児童・生徒が成就感や満足感をもちにくい。

・スポーツ少年団活動や中学校の部活動について、児童・生徒、保護者の希望や要望に応じた種目の開設が難しくなる。

イ) 中学校の学級数や1学級当たりの生徒数が少なくなり、一定数の教諭の確保が難しくなってくる。

(2) 先進校にみる小中一貫教育導入の意義

小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を展開する。保育園との連携も視野に入れ、できれば就学前から義務教育終了までを見通した系統的な教育を展開する。

① 学習指導上の成果を上げる。

② 中1ギャップの緩和など、生徒指導上の成果を上げる。

- ③ 9年間を通して子ども（児童生徒）を育てるという教職員の意識改革を図る。

義務教育9年間を見通した計画的・継続的な学力・学習意欲の向上や、いわゆる「中1ギャップ」への対応といった観点から、地域の実情に応じた小中一貫教育の取組が全国的に進められている。

(3) 小中一貫教育によって期待される効果

- ① 一定規模の児童生徒数を確保することで、一定数の教職員が配置され、よりよい学びや交流の機会を提供できるようになり、学力向上や生徒指導上の効果を上げるなど、教育上の課題解決につながる。

- ② 地域とともに歩む豊かな教育を行うことができる。

ア) 学校と地域が目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』へと変容することができる。

イ) ふるさと柵原を愛し、自らの夢に挑む（自己実現に向け、自信とやる気をもってチャレンジする）自立した子どもの育成

⇒ 小・中一貫校で人づくり・地域づくりを推進

教育環境の整備によって、美咲町教育振興基本計画が目指す「学び・つながり・夢を育む美咲の人づくり」に向けて、子どもたちが安全で安心して学ぶことができる魅力ある教育を展開することができる。

以上のことから、小中一貫教育を行う新しい学校を創設することにより、現在想定されている柵原中学校の老朽化や児童生徒に関わる教育上の諸課題の解決につながると期待できる。

II 結論及び今後の取組の方向性

1. 結論

本検討委員会では、老朽化の激しい柵原中学校の改築をもとに、他の学校施設の改築についても議論を積み重ねてきました。その中で、小中一貫教育先進校の取組の成果や現地視察、今後の児童生徒数の推移、町の財政状況等を踏まえながら、「柵原地域の学校建設についての基本的な考え方」を検討してきました。

その結果、学力向上の取組や不登校など生徒指導上の課題解決に向けたこれまでの取組をより一層進めるとともに、地域の将来を担うよりよい人材を育成していくためにも、小中一貫教育を推進する新しい学校（義務教育学校）が必要であるという結論に至りました。

また、平成32年度から完全実施される次期学習指導要領に沿った新たな教育活動に取り組んでいくためにも、小中一貫教育が展開される義務教育学校を創設することが望ましいと考えます。

2. 今後の取り組みの方向性

- ① 保護者や地域住民の方々への説明と理解を得る取組
- ② 児童生徒の教育を直接担う教職員への説明と共通理解、意欲の喚起
- ③ 小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程の編成に向けた準備

III おわりに

平成28年5月30日に設置した、今後の柵原地域の3つの学校や施設の在り方を専門的に検討する『柵原地域学校建設検討委員会』では、学校建設の基本的な考え方として、『小中一貫教育を推進する義務教育学校の創設が望ましい。』という方向性を示すこととなりました。

これから、教育委員会のイニシアティブのもと、関係教職員とともに、保護者や地域住民の方々へのきめ細かい説明や意見交換等を通して、理解と協力を得ることが大切です。そして、柵原地域はもとより、すべての町民の方々が小中一貫教育を推進する義務教育学校の創設に向けて、最大限の支援・協力を行っていかうとする気運を高めることが欠かせません。

美咲町柵原地域学校建設検討委員会の概要

1. 委員

委員長	柴原 靖彦	美咲町教育長
副委員長	壺内 俊雄	柵原中学校PTA会長
委員	松島 啓	美咲町議会議員
委員	金谷 高子	美咲町議会議員
委員	岡部 初江	美咲町副町長
委員	寒竹 美穂	美咲町教育委員
委員	松永 匡人	柵原西小学校校長
委員	早瀬 正博	柵原東小学校校長
委員	西本 憲弘	柵原中学校校長
委員	鈴鹿 智子	柵原西小学校PTA会長
委員	中西 政博	柵原東小学校PTA会長
委員	野崎 久子	柵原西保育園園長
委員	池田 民子	柵原東保育園園長
委員	湯浅 亘	柵原西保育園保護者会会長
委員	山下 和男	柵原東保育園保護者会会長
委員	谷川 勝嗣	美咲町自治会長協議会柵原分会会長
委員（アドバイザー）	高旗 浩志	岡山大学教師教育開発センター教授

2. 会議

(1) 第1回美咲町柵原地域学校建設検討委員会

- ア) 日時 平成28年5月30日
- イ) 場所 柵原総合文化センター 多目的ホール
- ウ) 協議事項
 - ・柵原地域各小学校の現状について
 - ・義務教育学校について

(2) 第2回美咲町柵原地域学校建設検討委員会

- ア) 日時 平成28年6月30日
- イ) 場所 柵原総合文化センター 第2会議室
- ウ) 協議事項
 - ・柵原中学校の改修案について

- (3) 第3回美咲町柵原地域学校建設検討委員会
- ア) 日時 平成28年9月5日
 - イ) 場所 柵原総合文化センター 第4会議室
 - ウ) 協議事項
 - ・柵原中学校区PTA懇談会(7/28)の概要について
 - ・小中一貫校(高松第1中学校)現地研修に係る報告
- (4) 美咲町柵原地域学校建設検討委員会委員先進地視察研修
- ア) 日時 平成28年11月7日
 - イ) 視察先 若桜学園(鳥取県八頭郡若桜町)
- (5) 第4回美咲町柵原地域学校建設検討委員会
- ア) 日時 平成28年12月1日
 - イ) 場所 柵原総合文化センター 第3会議室
 - ウ) 協議事項
 - ・先進地視察(若桜学園)視察の振り返りについて
 - ・意見交換
- (6) 第5回美咲町柵原地域学校建設検討委員会
- ア) 日時 平成29年2月2日
 - イ) 場所 柵原総合文化センター 第3会議室
 - ウ) 協議事項
 - ・柵原地域学校建設検討委員会の提言について
 - ・今後の取り組みについて
- (7) 第6回美咲町柵原地域学校建設検討委員会
- ア) 日時 平成29年3月8日
 - イ) 場所 柵原総合文化センター 第3会議室
 - ウ) 協議事項
 - ・柵原地域学校建設検討委員会の提言について

資 料 編

1. 柵原地域各学校の沿革
2. 柵原地域小中学校児童生徒数推計
3. 柵原中学校改修計画（案）
4. 義務教育学校について

1. 各学校の沿革

(1) 柵原西小学校

昭和57年4月	統合（大戸小学校、久木小学校、吉ヶ原小学校）
昭和57年8月	プール落成
昭和58年1月	屋内体育館落成
平成5年4月	飯岡小学校と統合
平成5年12月	学校食堂完成
平成14年8月	校舎大規模改修
平成23年6月	普通教室にエアコン設置

(2) 柵原東小学校

平成5年4月	統合（北和気小学校、南和気小学校）
平成5年6月	プール落成
平成23年5月	普通教室にエアコン設置
平成27年8月	校舎外壁清掃

(3) 柵原中学校

昭和53年4月	統合（吉岡中学校、双和中学校）
昭和57年12月	柔剣道場完成
昭和58年12月	テニスコート完成
昭和61年1月	学校食堂完成
平成6年9月	校舎塔屋根防水工事、体育館屋根改修
平成7年9月	管理棟、校舎棟外壁塗装工事
平成8年4月	飯岡、高下、王子地区が編入
平成8年8月	管理棟、校舎内装工事
平成13年10月	浄化槽改修工事
平成15年8月	暖房設備取替改修工事
平成19年4月	2階3階床張替工事
平成20年9月	体育館、技術棟耐震工事
平成21年12月	管理棟屋根工事
平成22年9月	武道館改修工事
平成23年5月	普通教室にエアコン設置

2. 柵原地域小中学校児童生徒数推計

		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
柵原西小学校	男	78	83	74	68	60	68	70
	女	81	77	73	69	59	56	53
	計	159	160	147	137	119	124	123
1 学年平均		27	27	25	23	20	21	21
柵原東小学校	男	49	40	45	35	37	40	38
	女	33	32	37	39	37	39	44
	計	82	72	82	74	74	79	82
1 学年平均		14	12	14	12	12	13	14
小学校計	男	127	123	119	103	97	108	108
	女	114	109	110	108	96	95	97
	計	241	232	229	211	193	203	205
1 学年平均		41	39	39	35	32	34	35
柵原中学校	男	75	73	64	72	78	70	55
	女	82	88	75	60	59	59	57
	計	157	161	139	132	137	129	112
1 学年平均		52	54	46	44	46	43	37

※H28の数値は、学校基本調査による。

H29以降の数値は住民基本台帳を基に推計したもの。(周佐、連石はすべて柵原西に含む。)

3. 柵原中学校改修計画（案）

（単位：円）

	A案	B案	C案
教室棟	133,974,000	285,660,000	433,836,000
管理棟	33,588,000	64,422,000	83,916,000
体育館棟	71,820,000	71,820,000	105,840,000
ランチルーム棟	27,648,000	27,648,000	27,648,000
技術棟	—	24,084,000	24,084,000
柔剣道場棟	—	16,038,000	16,038,000
渡り廊下	—	4,914,000	4,914,000
計	267,030,000	494,586,000	696,276,000

※柵原中学校の改修を実施する場合の費用について、以下の案でそれぞれ設計計画したもの。

A案

便所の漏水、屋根の雨漏りにほぼ限定し、安全面を考慮した、必要最低限度の建物の機能回復を目的とする案

校舎、体育館、ランチルームの改修

- ・校舎 屋根の防水塗装、外壁の塗替え、各廊下に防滑性シートを張る
照明器具等を一部更新等
- ・体育館 屋根改修、外壁塗装、アリーナ・卓球場のフローリング改修等
- ・ランチルーム 屋根改修、外壁塗替え、照明器具を更新等

B案

改修履歴、現場調査結果、修繕要望等に基づき、建物本来の機能回復を目的とする案

校舎、体育館、ランチルーム、技術棟、柔剣道場、渡り廊下改修

- ・校舎 A案に加えて、各教室内（音楽室を除く）の床、外壁、天井を改修等
- ・技術棟 屋根、外壁に遮熱塗料を塗る。各教室の壁、天井を改修等
- ・体育館 A案と同じ
- ・柔剣道場 屋根改修、外壁吹替等
- ・ランチルーム A案と同じ
- ・渡り廊下 塩ビ屋根取替、鉄部の塗替、床にノンスリップシートを張る

C案

B案に加え、建物の長寿命化及び省エネを加味した案

校舎、体育館、ランチルーム、技術棟、柔剣道場、渡り廊下改修

- ・校舎 B案に加えて、外壁を外断熱とする。音楽室の床、外壁、天井を改修等
- ・技術棟 B案と同じ
- ・体育館 B案に加え、ガラスを強化ガラスとする。アリーナの鉄骨、梁の塗替等
- ・柔剣道場 B案と同じ
- ・ランチルーム A案及びB案と同じ
- ・渡り廊下 B案と同じ

4. 義務教育学校について

柵原中学校区の学校整備について

～「義務教育学校制度」の導入に向けて～

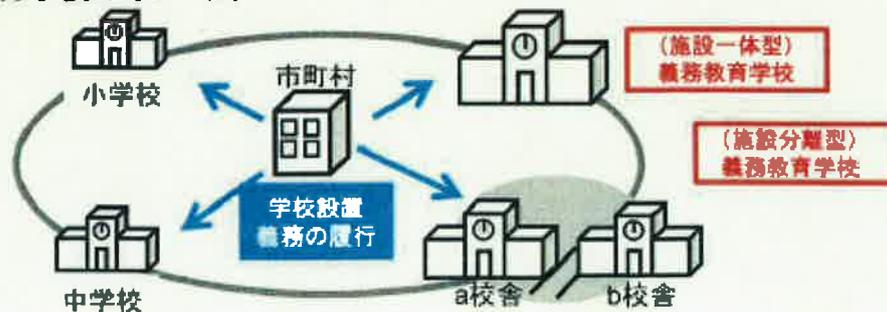
1. 学校教育法等の一部を改正する法律(概要)

趣旨・位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ■学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定【学校教育法第1条関係】
設置者・設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ■国公私いずれも設置が可能【学校教育法第2条関係】 ■市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行【学校教育法第38条関係】
目標・修業年限	<ul style="list-style-type: none"> ■義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと【学校教育法第49条の2関係】 ■9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)【学校教育法第49条の4及び第49条の5関係】
教職員関係	<ul style="list-style-type: none"> ■市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象【義務教育費国庫負担法第2条関係】 ■小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)【教育職員免許法第3条及び附則第20項関係】
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ■施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)【義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係】

2. 施行期日

■平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

(参考:義務教育学校のイメージ)



平成28年 4月

小中一貫教育についてのまとめ ①

■小中一貫教育の定義

小中連携教育のうち、小・中学校が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

■小中連携・一貫教育が求められる背景

①発達の早期化

- ・昭和23年と平成25年との間の変化を比較すると、身長伸び・体重伸び・女子の初潮年齢が2年程度早まっている。
- ・思春期の早期化
- ・小学校4～5年生頃の発達上の段差

②中1ギャップ対応

- ・いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の児童生徒数は小6から中1で大きく増加。
- ・授業の理解度においても中1になると理解度が低下。
- ・小学校と中学校では、子どもの生活が激変する
(授業形態・指導方法・評価方法・生徒指導の手法・部活動)

【小学校】

- ・学級担任制
- ・きめ細かい指導、子どもの活動中心
- ・単元テスト、関心・意欲・態度の重視
- ・緩やかな生徒指導

学校生活
が激変

【中学校】

- ・教科担任制
- ・授業進度の速さ、教師主導講義型
- ・定期考査、受験を意識した知識重視
- ・厳しい生徒指導
- ・部活動

③社会性育成機能強化

- ・少子化に伴う児童数の低下、核家族化による社会性やコミュニケーション能力の低下
- ・より多様な他者の必要性(学級集団規模・多様な教師・地域の教育力)

■小中一貫教育の特徴

□教育課程(9年間の連続性)

- 9年間の系統性を整理した一貫カリキュラムの編成
- 9年間を見通した学習・生活規律の設定
- 合同行事の実施

□教育課程(典型的な取組)

- 6-3制 4-3-2制 5-4制 4-5制
- 小・中学校の乗り入れ授業の実施
- 小学校高学年における教科担任制の導入
- 異学年交流の取組
- 児童生徒の実態把握(円滑な情報交換)
- 学習内容の系統性・学習方略の連続性

小中一貫教育の実施状況から

■小中一貫教育の実施状況について

- 小中一貫教育を実施：211市町村
- 小中一貫教育の取組件数：1130件（小学校2284校、中学校1140校）

■施設形態について

- 施設一体型 148件（13%）
- 施設隣接型 59件（5%）
- 施設分離型 882件（78%）

■管理職の配置について

- 1人の校長が小・中学校を兼務 131件（12%）
- 学校毎に校長を置くが、責任者となる校長を指名 115件（10%）
- 学校毎に校長を置き、適宜連携 884件（78%）

■学年の区切りについて

- 6-3：810件（72%）
- 4-3-2：293件（26%）
- 5-4、4-5：3件（0.3%）

成果・課題について

■成果の状況（大きな成果が認められるもの）

- 中学校進学に不安を感じる児童が減少
- 中1ギャップが緩和された
- 小・中の教員間で協力して指導に当たる意識が向上
- 小・中で共通で実践する取組が増えた
- 小・中で互いの良さを取り入れる意識が高まった

■課題の状況（大きな課題が認められるもの）

- 教職員の負担感・多忙感の解消
- 小・中の教職員間での打ち合わせ時間の確保
- 小・中合同の研修時間の確保

■効果的な一貫性の確保の取組（大きな成果が認められるもの）

- 取組の開始から一定程度年数の経過している場合
- 小学校における教科担任制を導入した場合
- 小・中学校教員の乗り入れ授業を実施した場合
- 1人の校長が小・中学校を兼務した場合
- 学年段階の区切りを4-3-2などに変更した場合
- 9年一貫の教育目標やカリキュラムを導入した場合
- 施設一体型とした場合

小中一貫教育における成果と課題

□小中一貫教育の取組の成果

【学習指導上の成果】

- 各種学力調査の結果の向上
- 学習意欲の向上
- 学習習慣の定着
- 授業の理解度の向上，学習に悩みを抱える児童生徒の減少

【生徒指導上の成果】

- 「中1ギャップ」の緩和（不登校，いじめ，暴力行為等の減少，中学校進学に不安を覚える生徒の減少）
- 学習規律，生活規律の定着
- 自己肯定感の向上

【教職員に与えた効果】

- 指導方法への改善意欲の向上，教科指導力・生徒指導力の向上
- 小・中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- 小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり

■小中一貫教育の取組の課題

【実施に伴う準備に関する課題】

- 9年間の系統性に配慮した指導計画作成
- 小・中学校合同の行事の内容設定
- 時間割や日課表の工夫，施設の使用時間割の調整
- 小学校間の取組の差の解消

【実施に伴う時間の確保に関する課題】

- 小・中学校間の打合せ時間の確保
- 小・中学校合同の研修時間の確保
- 教職員の負担の軽減，負担感・多忙感の解消

【児童生徒に与える影響に関する課題】

- 転出入者への学習指導上・生徒指導上の対応
- 児童生徒の人間関係が固定化しないような配慮
- 中学校における生徒指導上の問題の小学生への影響
- 小学校高学年におけるリーダー性や主体性の育成

【人事・予算面に関わる課題】

- 教員の所有免許の関係で兼務発令を拡大できないこと
- 小・中学校の教職員人事の一体的な運用
- 必要な予算の確保，小学校費・中学校費の一体的な運用